

静岡県人事委員会は、会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月5日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1295

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給に係る特例)</p> <p>第4条 条例第6条第2項に規定する人事委員会規則で定める者は、任期が6月未満の者のうち、当該任期と次に掲げる期間（任命権者がその者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）との合計が6月以上となる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同一の会計年度内において静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号。以下「企業職員給与条例」という。）又は静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号。以下「がんセンター事業職員給与条例」という。）の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間</p> <p>(3) 同一の会計年度内において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員として在職した期間</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給対象者の特例)</p> <p>第4条 条例第6条第2項に規定する人事委員会規則で定める者は、任期が6月未満の者のうち、当該任期と次に掲げる期間（任命権者がその者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）との合計が6月以上となる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同一の会計年度内において静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号。以下「企業職員給与条例」という。）又は静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号。以下「がんセンター事業職員給与条例」という。）の適用を受ける会計年度任用職員 <u>（以下「企業等会計年度任用職員」という。）</u>として在職した期間</p> <p>(3) 同一の会計年度内において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員 <u>（以下「単労会計年度任用職員」という。）</u>として在職した期間</p> <p><u>2 前項に規定する者のほか、6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当を支給する場合における条例第6条第2項に規定する人事委員会規則で定める者は、任期が6月未満の</u></p>

者のうち、当該任期、前項各号に規定する期間及び次に掲げる期間（任命権者がその者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の期間に限る。）との合計が6月以上（当該任期の属する年度の前年度（以下「任期前年度」という。）から6月1日以後まで引き続く期間に限る。）となる者とする。

(1) 任期前年度の12月2日から3月31日までの期間において会計年度任用職員として在職した期間

(2) 任期前年度の12月2日から3月31日までの期間において企業等会計年度任用職員として在職した期間

(3) 任期前年度の12月2日から3月31日までの期間において単労会計年度任用職員として在職した期間

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当の取扱い）

第4条の2 期末手当に係る在職期間の算定については、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104。以下「期末勤勉手当規則」という。）第6条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）第8条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の取扱い）

第4条の3 任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 勤勉手当の額の算定に係る当該フルタイム

会計年度任用職員の勤務成績による割合は、一般職常勤職員との権衡等を踏まえて、任命権者が定めるものとする。

3 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、期末勤勉手当規則第12条第2項の規定を準用する。この場合において、同項第3号中「給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）第8条」と、同項第5号中「職務に専念する義務を免除された職員が給与を減額された場合は、その期間を除く。」とあるのは「職務に専念する義務を免除された期間及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第10条第1項第2号、第11号及び第15号から第18号までに規定する特別休暇の期間を除く。」と、同項第6号中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第2号及び第3号」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第2号」と、同項第7号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と、同項第8号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第5条（略）

（フルタイム会計年度任用職員の給与の減額）

第5条（略）

（パートタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当に相当する報酬）

第5条の2 パートタイム会計年度任用職員に支給する条例第10条に規定する在宅勤務等手

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)

第7条 (略)

2 時間外勤務手当に相当する報酬の基本額は、条例第9条の規定による報酬の基本額に前条第1号の規定による特殊勤務手当に相当する報酬の基本額を加えて得た額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。

(1)～(3) (略)

3 夜間勤務手当に相当する報酬の基本額は、条例第9条の規定による報酬の基本額に前条第1号の規定による特殊勤務手当に相当する報酬の基本額を加えて得た額に、100分の25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職

当に相当する報酬の基本額は、職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号。以下「職員給与条例」という。)第11条の6第2項に規定する在宅勤務等手当の額を162.75で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬)

第7条 (略)

2 時間外勤務手当に相当する報酬の基本額は、条例第9条の規定による報酬の基本額に前条第1号の規定による特殊勤務手当に相当する報酬の基本額及び第5条の2の規定による在宅勤務等手当に相当する報酬の基本額を加えて得た額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。

(1)～(3) (略)

3 夜間勤務手当に相当する報酬の基本額は、条例第9条の規定による報酬の基本額に前条第1号の規定による特殊勤務手当に相当する報酬の基本額及び第5条の2の規定による在宅勤務等手当に相当する報酬の基本額を加えて得た額に、100分の25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額)とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額)

第9条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職

員（企業職員給与条例若しくはがんセンター事業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員又は法第57条の適用を受ける単純な労務に雇用される会計年度任用職員を含む。）並びに職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号。以下「職員給与条例」という。）、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）第7条第1項に規定する者として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

員、企業等会計年度任用職員又は単労会計年度任用職員並びに職員給与条例、静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）又は静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号。以下「警察職員給与条例」という。）の適用を受ける職員及び期末勤勉手当規則第7条第1項に規定する者として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

2 前項に規定する在職した期間の算定については、期末勤勉手当規則第6条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）第11条第1項」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額）

第9条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額にパートタイム会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）を

乗じて得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における会計年度任用職員、企業等会計年度任用職員又は単労会計年度任用職員並びに職員給与条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員及び期末勤勉手当規則第7条第1項に規定する者として在職した期間（任命権者がそれらの者について定めた1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の期間を除く。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月15日以上6か月未満 100分の95

(3) 5か月以上5か月15日未満 100分の90

(4) 4か月15日以上5か月未満 100分の80

(5) 4か月以上4か月15日未満 100分の70

(6) 3か月15日以上4か月未満 100分の60

(7) 3か月以上3か月15日未満 100分の50

(8) 2か月15日以上3か月未満 100分の40

(9) 2か月以上2か月15日未満 100分の30

(10) 1か月15日以上2か月未満 100分の20

(11) 1か月以上1か月15日未満 100分の15

(12) 15日以上1か月未満 100分の10

(13) 15日未満 100分の5

(14) 零 零

4 前項に規定する在職した期間の算定については、期末勤勉手当規則第12条第2項の規定

を準用する。この場合において、同項第3号中「給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1213）第11条第1項」と、同項第5号中「給与条例第13条、教職員給与条例第14条及び警察職員給与条例第13条の規定により給与を減額された期間（職務に専念する義務を免除された職員が給与を減額された場合は、その期間を除く。）」とあるのは「当該パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間について、勤務しないことにより報酬を支給されない期間（職務に専念する義務を免除された期間及び会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-99。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第10条第1項第2号、第11号及び第15号から第18号までに規定する特別休暇の期間を除く。）」と、同項第6号中「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（静岡県人事委員会規則13-32）第12条第1項第2号及び第3号」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第10条第1項第2号」と、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条、第5条及び第8条第2項の規定による週休日、勤務時間条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第3条第2項の規定による週休日」と、同項第7号中「勤務時間条例第16条」とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と、同項第8号中「勤務時間条

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給等)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給及び一時差止めについては、職員給与条例第20条の2及び第20条の3、教職員給与条例第21条の2及び第21条の3並びに警察職員給与条例第20条の2及び第20条の3の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の退職者の給与)

第11条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに条例第2条に規定する報酬及び期末手当の全額を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに条例第10条に定める特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を除く条例第2条に規定する報酬の100分の60以内を支給することができる。

3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第13条 パートタイム会計年度任用職員の報酬

例第16条とあるのは「会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項」と読み替えるものとする。

5 成績率は、一般職常勤職員との権衡等を踏まえて、任命権者が定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の不支給等)

第10条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の不支給及び一時差止めについては、職員給与条例第20条の2及び第20条の3、教職員給与条例第21条の2及び第21条の3並びに警察職員給与条例第20条の2及び第20条の3の規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の退職者の給与)

第11条 パートタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに条例第2条に規定する報酬、期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに条例第10条に定める在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を除く条例第2条に規定する報酬の100分の60以内を支給することができる。

3 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第13条 パートタイム会計年度任用職員の報酬

は、次の各号に定める額の全額を、毎月1回、任命権者が定める日に支給する。

(1) (略)

(2)・(3) (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給方法)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給方法については、職員給与条例第20条第1項、教職員給与条例第21条第1項及び警察職員給与条例第20条第1項の規定を準用する。ただし、支給日は、基準日の属する月の任命権者が定める日とする。

は、次の各号に定める額の全額を、毎月1回、任命権者が定める日に支給する。

(1) (略)

(2) 条例第10条（在宅勤務等手当に相当する報酬に限る。）に定める報酬は、第5条の2の規定による報酬の基本額に月の初日から末日までの間の当該職員の正規の勤務時間の時間数（人事委員会が別に定める場合以外の勤務しない時間数を除く。）を乗じて得た額

(3)・(4) (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給方法)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給方法については、職員給与条例第20条第1項及び第21条第1項、教職員給与条例第21条第1項及び第22条第1項並びに警察職員給与条例第20条第1項及び第21条第1項の規定を準用する。ただし、支給日は、基準日の属する月の任命権者が定める日とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

2 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、その期間が1日以内の場合は切捨てる。 (1)～(7) (略) (8) 勤務時間条例 <u>第15条の2</u> の規定による介	(勤勉手当に係る勤務期間) 第12条 (略) 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、その期間が1日以内の場合は切捨てる。 (1)～(7) (略) (8) 勤務時間条例 <u>第16条</u> の規定による介護時

護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間 (9)～(12) (略)	間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間 (9)～(12) (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。